

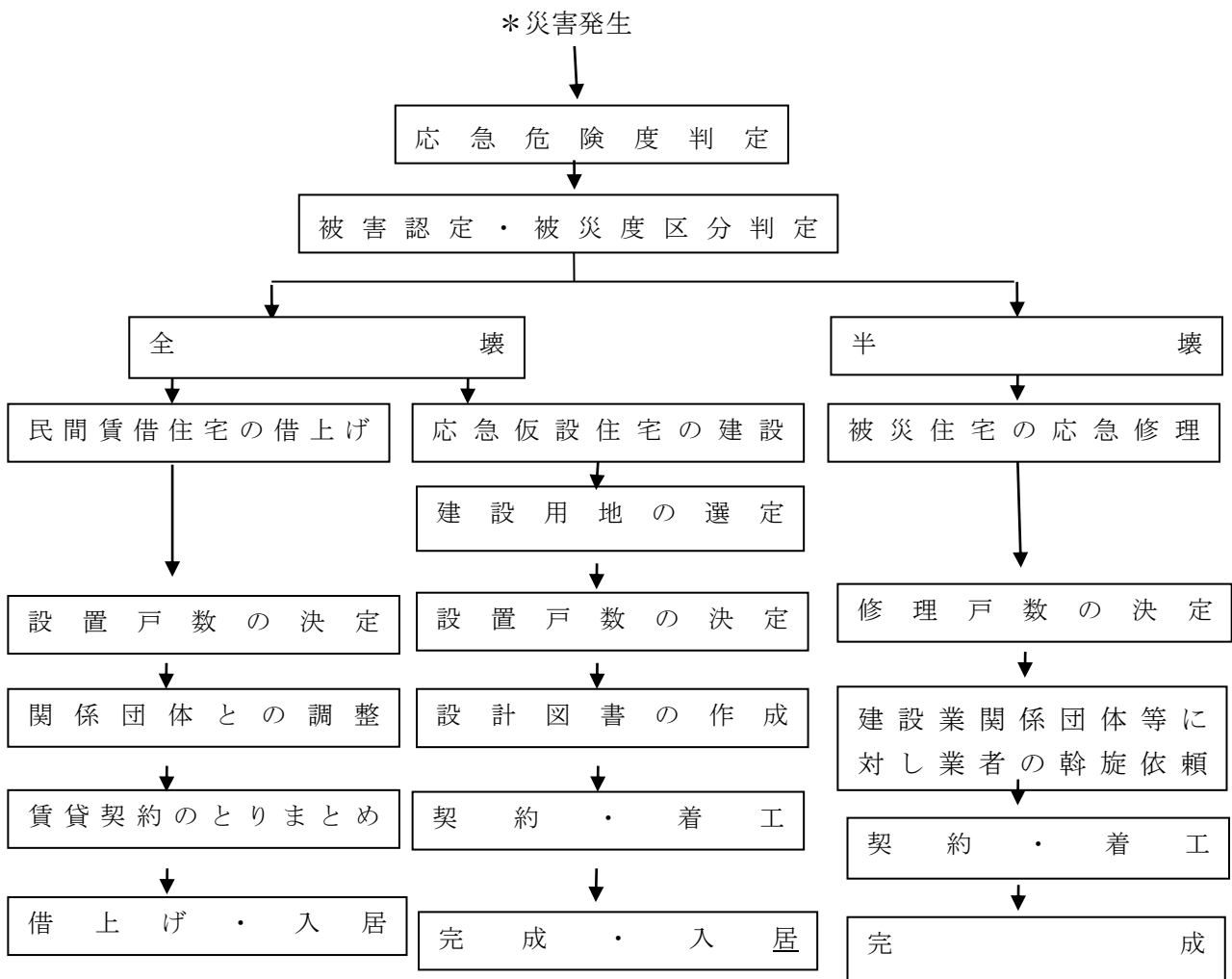
第 16 章 応急住宅対策計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第16章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「章」を「節」に読み替える。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



3 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

町は、大規模な災害により住家に被害が生じた場合、次により、応急仮設住宅の建設及び住宅被災の応急処理に必要な調査を実施する。

- ① 被害状況
- ② 避難場所の状況
- ③ 被災地域の住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）
- ④ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づいて、町が実施する。

(イ) 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受け付け及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を策定する。

(ウ) 判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

⑤ 被害認定

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

⑥ 被災度判定区分

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうかを判定する。

- ⑦ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- ⑧ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- ⑨ 被災地域の住宅に関する県への要望事項
- ⑩ その他住宅の応急対策実施上、必要な事項

(2) 罹災証明の発行

町は、被災住宅の調査結果に基づき全壊、半壊等の被害の程度を証する「罹災証明」を発行する。

(3) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、被災地近隣の町営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について関係機関に対して調査を実施し、県に報告する。

(4) 応急仮設住宅の必要戸数・規模等についての見積もり

町は、被害認定の状況、住民からの要望等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

4 応急仮設住宅の提供

震災対策編 第3編第16章「4 応急仮設住宅の提供」に同じ。

5 被災住宅の応急修理

震災対策編 第3編第16章「5 被災住宅の応急修理」に同じ。

6 建物関係障害物の除去

震災対策編 第3編第16章「6 建物関係障害物の除去」に同じ。